

「利益相反（Conflict of Interest: COI）に関する指針」の細則

（目的）

第1条

本細則は、一般社団法人日本高度実践看護学会（以下「本会」という。）における「利益相反（Conflict of Interest：COI）に関する指針」（以下「指針」という。）に基づき、本会の活動における利益相反の適正な管理および透明性の確保を目的として、会員等が遵守すべき基本事項を定める。

（COIの開示義務）

第2条

- 1 本会が主催または関与する学術集会、セミナー、講演等において発表を行う者は、COIの有無にかかわらず、所定の方法によりCOIを開示しなければならない。
- 2 本会学会誌に論文を投稿する者は、投稿時にCOIを申告するとともに、論文中にこれを明示しなければならない。

（COIの自己申告基準）

第3条

自己申告が必要な利益相反の基準は、日本医学会 COI 管理ガイドラインに準拠し、利益相反規程に定める。

（COI申告の時期）

第4条

- 1 本会の役員、評議員、各種委員会委員、学術集会長および学会誌査読者は、就任に先立ちCOI申告を行うとともに、在任中は年1回の定期申告を行わなければならない。
- 2 前項の者は、新たなCOI状態が生じた場合には、速やかに追加または修正の申告を行わなければならない。

（違反時の措置）

第5条

本会は、本細則に違反する行為が認められた場合には、その程度に応じて次の措置の全部または一部を講ずることができる。

- 1 注意または是正指示
- 2 COI 情報の公開
- 3 役職の停止または解任、辞任の勧告
- 4 論文掲載の差し止めまたは撤回の求め
- 5 会員資格の停止または除名
- 6 その他本会が必要と認める措置

(不服申し立て)

第6条

本会の措置を受けた者は、その決定に対し不服申し立てを行うことができる。

(説明責任)

第7条

本会は、重大な利益相反に関する問題が生じた場合には、社会に対して適切に説明責任を果たすものとする。

(情報管理)

第8条

- 1 COI 申告により取得した情報は、個人情報として適切に管理し、本細則の目的の範囲内でのみ利用する。
- 2 当該情報の保存期間は5年間とし、期間経過後は適切に廃棄する。ただし、係争中や疑義調査中などの理由で本会が必要と認めた場合には、保存期間を延長することができる。

(委任)

第9条

本細則の施行に関し必要な事項は、別に定める規程による。

(制定および改正)

第10条

本細則の制定および改正は、理事会の議決による。

附 則

本細則は、令和８年６月２日より施行する。